

野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年6月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	3番 藤井愛子
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	9番 染谷美佐夫
10番 針ヶ谷久翁	11番 青木進
12番 宇佐見稔久	13番 吉岡清美

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第8号 令和2年度野田市農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度活動計画の策定について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主事	高梨 将克

議長 ただいまから令和3年第6回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、2番石山高弘委員、所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一 異議なしの声多数 一

異議なしと認めます。

12番 宇佐見 稔久 委員

13番 吉岡 清美 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番から3番について先議します。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で2,754平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により経営の縮小を計るため、譲受人は、経営の拡大を計るためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年5月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は1班が担当で、6月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は、議案第1号申請番号1番から4番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番から7番については齊藤委員、議案第3号申請番号8番から18番については川辺委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について齊藤委員から報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、五木字南ノ前の畑4筆で耕作中及び肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,230平方メートル、田1筆で2,050平方メートル、合計2筆で3,280平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足で農業経営が難しいため、譲受人は、農業経営の拡充、安定を図るためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年5月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の畑1筆、船形字昭和上の田1筆で耕作中及び肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で2,062平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年5月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、中里字出口の畑2筆で耕作中及び肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号1番から3番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,279平方メートルとなっております。

権利の内容は、所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足で農業経営が難しいため、譲受人は、農業経営の拡充、安定を図るためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年5月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、小山字緑の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査報告の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号4番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号7番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号1番、議案第3号申請番号7番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください

本案は、令和3年3月29日付けで住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けています。

計画変更の理由は、境界を確定したところ、申請地の一部が隣接地に越境していることが分かり、敷地を変更するため、計画変更の申請に至ったものです。

なお、敷地の変更のみで、面積に変更はありません。

次に議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

敷地を変更することに伴い、変更箇所について農地法第5条の規定による許可申請書が提出されています。

申請地は、畑2筆で981平方メートルの内21.94平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和3年5月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第2号申請番号1番及び議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、一部工事が開始されております。

計画内容は、造成工事は行なわず住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を利用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を通して側溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、土留めを設け、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書及び住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は計画変更後の書類が添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号申請番号1番及び議案第3号申請番号7番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から6番、8番から18番を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で961平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

令和3年5月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、砂利敷きにて転圧、整地し、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を丸鋼管柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1から7ページの申請番号18番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。
土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、畑8筆で2,935.30平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和3年5月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号2番、3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑木が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、砂利敷きにて転圧、整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を丸鋼管柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で954平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

令和3年5月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況地盤に再生砕石敷き、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,864平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。

令和3年5月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、アスファルト舗装にて貸駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で2,000平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和3年5月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

齊藤委員 議案第3号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2

種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、砂利敷きにて車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番、9 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番についてご説明いたします。

4 ページ、5 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 241 平方メートル、畑 2 筆で 554 平方メートル、合計 3 筆で 795 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 5 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 3 号申請番号 8 番、9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地のみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 439 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 5 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 3 号申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地のみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1,206 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 5 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 3 号申請番号 11 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況高にて整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 12 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1,685 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 3 年 5 月 25 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 3 号申請番号 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、現況高にて整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,011平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和3年5月25日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第3号申請番号13番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況高にて整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号14番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号14番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で532平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年5月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第3号申請番号14番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号15番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号15番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で832平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年5月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第3号申請番号15番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、整地のみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

す。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 16 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 16 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 717 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 5 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 3 号申請番号 16 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、現況高にて整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 17 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 17 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 1,141 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 5 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 3 号申請番号 17 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、整地のみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1,454 平方メートルの内 246.44 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和 3 年 5 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第 3 号申請番号 18 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、造成等を行わず、整地し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市営水道を使用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を経由し排水管に接続する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、境界にブロック塀を設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

吉岡委員 申請番号 10 番、地目田 439 平方メートル、目的は太陽光発電とあり、計画面積が妥当というんだけど 4 畝位で太陽光発電できるのかと。

現地見てないのでわかりませんが周りに何もないのに、この位の面積で大丈夫なのかと、逆に周りの畑に迷惑かかるんじゃないかと思いますが。

事務局 周辺は農地が広がっているところではなく、周りには既に数件の太陽光発電施設用地があります。

この申請地の面積で、収支のシミュレーションがあり、収支がプラスになるということで、事業については問題ないと書類が添付されております。

議長 他にございますか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号申請番号 1 番から 6 番、8 番から 18 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 4 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 45 年以前から宅地の通路として利用し、現在に至っております。

平成 7 年 5 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 3 年 5 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号一般の申請番号1番から14番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

野田市長より令和3年5月21日付けで、令和3年度第2次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3年の賃借権設定が畑7筆で7,118平方メートル、5年の賃借権設定が7筆で6,088平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第6号「農用地利用配分計画について」の申請番号1番から3番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「中間管理」についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

野田市長より令和3年5月21日付けで、令和3年度第2次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が田3筆で7,156平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第6号申請番号1番から3番についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

野田市長より令和3年5月21日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われまます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 中間管理の1番ですが、これ貸付者と借受者が同じ方ですがこの辺説明していただきたい。

農政課職員 (制度について説明)

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号「中間管理」及び議案第6号の申請番号1番から3番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号申請番号1番についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から 30 年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第 10 条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は平成 27 年 1 月に亡くなっております。

生産緑地は、畑 1 筆で 601 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地調査が行われておりますので、吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 7 号申請番号 1 番について報告します。

令和 3 年 6 月 2 日に現地の状況確認を、事務局職員 1 名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、雑草が生い茂っている農地でした。

以上です。

議長 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 7 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 8 号「令和 2 年度野田市農業委員会活動の点検・評価及び令和 3 年度活動計画の策定について」を議題とします。

初めに、齊藤運営委員会議長よりご報告をお願いします。

齊藤運営委員会議長 本案につきましては、農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、前年度の活動に対する点検・評価、並び

に本年度の目標と活動計画を取りまとめのうえ、市町村のホームページ等により公表するものとされており、これに基づいて実施するものでございます。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところでございます。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして、内容について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。

「令和2年度野田市農業委員会活動の点検・評価及び令和3年度活動計画の策定について」
～詳細説明～

今回の令和3年度の活動計画につきましては、令和2年度の野田市農業委員会活動の点検・評価を踏まえ、また農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標と取り組み方針に沿って、単年度の活動計画として策定したものです。

本案が可決されましたら、確定版を市のホームページで公表いたします。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び運営委員会の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第8号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、6件受理しております。

次に4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に5ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に10ページから12ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、1件報告がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が1件ありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2件証明いたしました。

以上です。

議長 報告第6号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番は、許可を得る必要がない案件のため、事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

次に報告第7号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号1番について、調査にあたった藤井委員より報告をお願いします。

藤井委員 報告第7号番号1番について報告します。

去る4月6日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作中で農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 番号2番について、調査にあたった針ヶ谷委員より報告をお願いします。

針ヶ谷委員 報告第7号番号2番について報告します。

去る4月16日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、保全管理されおり、農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長 運営委員会の報告をします。

前回の合同会議から農業委員会の令和3年度の方向性について検討に入り、本日の総会前に開催した運営委員会においては農地の状況は様々なために勉強をする必要があることから、有志による勉強会を発足させることにしました。

その勉強会では遊休農地をどうやって再生させていくか、ケースによっては委員等によって再生できないか、補助金等を活用し担い手とのコラボによる再生できないかなどを勉強して行くことになりました。

皆さんにもご参加いただければと思います。

以上です。

青木委員 いつ頃からですか。

議長 近々ってというようなことで、検討していますので、その時はぜひお願いしたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時53分)